

KNC NETWORK NEWS

2015年9月26日 発行

気になる記事:

安保法案成立へ、集团的自衛権行使可能に―戦後政策の大転換 野党、違憲と批判―
今国会最大の焦点である安全保障関連法案は 19 日未明の参院本会議で、与党などの賛成多数で可決。集团的自衛権の行使を認める内容で、戦後の安保政策は大きく転換する。



(有)北野財務システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707 号

TEL : 06-6304-7857・FAX : 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

経営一言:「期待の大きさは責任の大きさでもあるが、仕事に充実感がある」 (税理士法人山田&パートナーズ・安岡 喜大氏)

―所長コメント:皆さんから頼られ、尊敬され、期待されることは嬉しいことです。その気持ちは、さらに努力しようと頑張るエネルギーとなります。又、仕事のやりがいや生きる喜びとなります。―

会社役員損害賠償責任保険(D&O 保険)とは 《税務》

D&O 保険は、一般に、役員が取引先等の第三者や株主から損害賠償請求訴訟を提起された場合に、争訟費用や損害賠償金を補償する目的の保険です。

ただし、株主代表訴訟で役員が敗訴した場合の損害賠償金等は基本契約でカバーされないのが別途、特約を付す必要があります。

一定要件の下、会社が負担してよいことが会社法の指針で示されましたが、現行税法上は、役員への経済的利益の供与として給与課税が行われることとなります。

特約に係る保険料は、現行実務上、役員個人が経済的に負担している。保険料を会社が負担してもよいか会社法解釈上の争いがあり、実務上、安全策をとったものとなります。

具体的には、取締役会の承認に加え、以下のいずれかの手続きをとれば、適法に会社が保険料を負担できるとしている。

・社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意を得ること

・社外取締役全員の同意を得ること

但し、上記会社法上の問題をクリアにしても源泉所得税の個別通達「会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて」では、特約保険料を「会社負担とした場合に、役員に対して経済的利益の供与があったものとして給与課税を要する」とされています。

貸付条件変更利用後の倒産8件 《経営》

8月の「中小企業金融円滑化法」に基づく貸付条件変更利用後の倒産は8件で、3ヶ月連続で前年同月を下回りました。(東京商工リサーチ調べ)

負債総額は、今年最少の20億3,000万円(前年同月比80.2%減)。2015年1~8月の累計は102件(前年同月期比42.3%減、前年同期177件)で、負債総額が413億100万円(同47.4%減、同786億6,100万円)。負債額別では、10億円以上の大型倒産が10件(前年同期比50.0%減、前年同期20件)と半減し、1億円以上5億円未満も42件(前年同期87件)と減少しました。

産業別順位は、製造業28件(同51件)、卸売業20件(同27件)、サービス業他18件(同25件)、小売業10件(同20件)、建設業11件(同29件)と続きます。原因別では、販売不振55件(同95件)が最多で、次いで既往のシワ寄せ(赤字累積)が22件(同44件)。形態別では、事業消滅型の破産72件(同116件)が最多で、再建型の民事再生法は7件(同10件)でした。従業員数別では、最多が5人未満の41件(同68件)。次いで5人以上10人未満が25件(同42件)で、結果、小規模企業が全体の6割を占めました。

会社の役員への貸し付け 《税務》

平成27年の国の定める特例基準割合による利率は1.8%です。これよりも低い利息で役員や社員に金銭を貸し付けると、次の①~③のいずれかに該当するときを除いて、特例基準割合による利率との差額が給与とみなされ、所得税が課されます。

①災害や病気で臨時に多額の生活資金が必要となった役員や社員に、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合

②会社の借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付金利で役員や社員に金銭を貸し付ける場合

③①や②以外の貸付金で、1.8%の利率と、貸し付けている利率との差額分の利息の金額が1年間で5千円以下である場合

ただし、会社が貸し付けの資金を銀行から借り入れていれば、その借入利率を基準として計算します。

出向とマイナンバーの提供 《経営》

なりすましや特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の漏えいの防止に向け、番号法では様々な規定が設けられています。不用意にマイナンバーを教えることは禁止されており、マイナンバーの提供を受ける者は、原則として取得時に、源泉徴収票の作成事務、雇用保険・労災保険届出、申請、請求の事務等、利用目的を明示しなければなりません。また、その利用目的を超えて特定個人情報を他者へ提供してはなりません。

例えば、従業員の出向が決まり、出向元の企業が出向者の特定個人情報を出向先の企業に提供する場合でも、法人格の違う他の会社に提供することは禁止されており、その出向先がグループ会社であっても提供は出来ません。出向元で収集した特定個人情報は、あくまで出向元の個人番号関係事務を行うためのものであり、出向先に特定個人情報を提供することは、収集時に明示した利用目的を超えることとなるからです。たとえ出向する従業員の同意があったとしても、利用目的以外の特定個人情報の提供は認められません。そのため、原則として再度出向先でマイナンバーの提供及び本人確認を行う必要があります。ただし、出向先が出向元に対して、法定調書の作成等個人番号関係事務の一部または全部を委託していた場合には、出向元が出向先の個人番号関係事務の受託者として、出向する従業員に本人確認を出向元で改めて行えば、出向先への特定個人情報の提供が認められ、出向先で本人確認をする必要はなくなります。

なお、出向元が再度行う本人確認では、番号確認は初回の本人確認を通して取得したマイナンバーの記録との照合をすればよく、身元確認については、雇用関係が明らかであると認められる場合は、書類提示の必要はありません。